

平成23年度 入札監視委員会議事概要

海上自衛隊大湊地方隊

開催日及び場所	平成23年 6月10日(金) 北海道防衛局 4F 共用会議室	
委員	阿座上委員長(地域経済研究所理事長) 神谷委員(北海道教育委員会委員長) 菊地委員(北海商科大学 教授) 木下委員(公認会計士) 齋藤委員(弁護士)	
審議対象期間	平成22年4月1日 ~ 平成23年3月31日	
審議対象件数	1, 137件	
1 入札状況について入札参加資格の設定、指名及び落札者決定の経緯等について)		
抽出件数	10件	(審議概要) ・海上自衛隊担当者から契約状況の説明 ・対象件数より抽出した10件の概要について担当者が説明、委員による審議
一般競争	6件	
指名競争	1件	
随意契約	3件	
	意見・質問	回答
○委員からの意見・質問 ○それに対する回答等	<p>○一般競争入</p> <p><b>【抽出案件：函館基地隊】</b></p> <p>① [物品購入：軽油2号(艦船用)(免税)]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1者応札の理由は何か。</li> <li>・電子入札はしていないのか。</li> <li>・この方法で競争原理は働いていると感じるか。</li> </ul> <p>② [役務：曳船の借上]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該港湾で曳船を所有している会社は他にあるか。</li> <li>・1者応札となっているが、応札者以外に仕様書を受領した業者はいたか。</li> <li>・変更契約した理由は何か。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仕様書は3社受領したが、応札が1社であった理由は、海上自衛隊の艦船は軽油だが、一般の船には重油が使われることが多いため、軽油で納入するバージ船(燃料船)の対応ができないとの判断でないかと考える。</li> <li>・システムが整備されていない。</li> <li>・結果的には応札したのは1社だが、仕様書は3社受領しており、競争原理は働いているものと考えられる。</li> <li>・ない。</li> <li>・釧路の業者が1社いたが、遠くから来ると、経費がかかるからか、入札には参加されなかった。</li> <li>・船の出港時間が変更となったためである。</li> </ul>

	<p>・何かしやにむに、一般競争入札の形を取っている事じたいが気になる。この件だけでは無く、全国同じ悩みだと思うが、中央機関の指導が原則一般競争入札であるから、相手が提示したもので契約となるが、随意契約であれば、話し合いによってもっと安くなる。それも主要経済の原理の一つだと考える。一律にどれも一般競争入札で全部やらねばならないという事による弊害があるのではないかと考える。地方機関のみで判断等決定できないのであれば、中央機関へ報告されたい。</p> <p>③ [物品購入：馬鈴薯外53件]  ・予定価格の算定はどのようにしているのか。</p> <p>・入札額が同額の場合どのように会社を決定しているのか。</p> <p>④ [役務：艦艇の一般公開における港用品等の輸送及び設置]  ・港用品とはどのような品か。</p> <p>・港用品自体は海自の物品か。</p> <p><b>【抽出案件：余市防備隊】</b></p> <p>⑤ [役務：エアフェンダー外1件の借上]  ・エアフェンダーとはどのような品か。</p> <p>⑥ [工事：庁舎区画整備改修工事]  ・防衛局の工事ではないのか。</p> <p>○指名競争</p> <p><b>【抽出案件：稚内基地分遣隊】</b></p> <p>⑦ [役務：食器洗浄作業]  ・単価は1日か。</p> <p>・一人で作業するのか。</p> <p>○随意契約</p> <p><b>【抽出案件：函館基地隊】</b></p> <p>⑧ [役務：半閉式自給気潜水機等定期検査]  ・当該会社以外にはできないか。</p> <p>⑨ [役務：松警所警備システム整備]</p>	<p>・中央機関へ報告する。</p> <p>・市場価格等から算定している。</p> <p>・くじを引いて決める。</p> <p>・大型の防舷物、ステージ、ステージ用ステップである。</p> <p>・海自の物品である。</p> <p>・艦艇と岸壁の間に使用するクッションである。</p> <p>・庁舎の修繕は部隊で執行している。</p> <p>・1日である。</p> <p>・作業は一人である。</p> <p>・ライセンス契約等を取れば他社でも可能と思われる。</p>
--	--	---

	意見・質問	回 答
<p>○委員からの意見・質問</p> <p>○それに対する回答等</p>	<p>・随意契約の理由は。</p> <p>・警備システムはリース物品か。</p> <p>・当該会社が新設しているのであれば、システムの整備は当該会社にしか出来ないのではないか。</p> <p>・このようなケースは他にもあると思うが、最初に機器やシステムを整備した時だけ競争が働いているだけで、本来であれば、その後のメンテナンス等維持管理費も含めた5年とか10年の複数年を比較することが望ましいと思われる。しかし、なかなか国としては予算措置や契約などを含め複数年にわたり担保する事は、現状では難しいと思われるが、今後検討の余地があるのではと思われる。</p> <p>・一つの防止策として、同じ条件で他社からも見積もりを取ってみる事も重要では。</p> <p>⑩ [役務：曳船の借上]  ・2番目に審議した [曳船の借上] と本件の契約方式の違いは何か。</p>	<p>・履行能力を確認するため公募にしたが、1社応募であったため随意契約となった。</p> <p>・海自が購入した物品である。</p> <p>・技術提携を結べば他社の参入も可能かと思われます。</p> <p>・中央機関とも調整のうえ検討する。</p> <p>・他基地の動向を踏まえ、検討を行っていきたい。</p> <p>・原則は一般競争入札であるが、急な船の出入港に対応出来るよう主要な港湾においては年度当初に公募を実施しており、当該案件はその結果1社応募のため随意契約となった。  2番目の審議案件については、一般公開による通常出入港する予定の無い港であったため、一般競争入札で実施した。</p>
<p>委員会による意見の具申又は勧告の内容</p>	<p>・特になし</p>	